



## 「中山間地域」が抱える悩み

「中山間地域」という言葉をよく目にします。様々な定義がありますが、法律による「中山間地域等直接支払交付金」の対象となる地域と解釈されることがあります。和歌山県内 28 市町村がこの交付金制度の対象自治体となっていることから、和歌山県内には多くの中山間地域がある、ということがわかります。中山間地域とはどのような地域なのか、そしてどのようなことが起こっているのか、探ります。

### 中山間地域とは

【中山間地域等直接支払交付金制度の適用条件】  
対象地域…①特定農山村法、②山村振興法、③過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、④半島振興法、⑤離島振興法、⑥沖縄振興特別措置法、⑦奄美群島振興開発特別措置法、⑧小笠原諸島振興開発特別措置法、⑨棚田地域振興法によって指定された地域か、これらに準じ都道府県知事が定めた基準を満たす地域  
対象となる用地…①急傾斜地（田：1/20 以上、畑・草地・採草放牧地：15 度以上）、②緩傾斜地（田：1/100 以上 1/20 未満、畑・草地・採草放牧地：8 度以上 15 度未満）、③小区画・不整形な田、④高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地、⑤積算気温が低く草地比率の高い草地、⑥「棚田地域振興法」によって指定された地域の急傾斜農用地及び同農用地と連なった緩傾斜農用地、⑦①～⑥の基準に準じ都道府県知事が定める基準に該当する農用地  
参考：農林水産省資料

「中山間地域」の定義の一般的な根拠となる「中山間地域等直接支払交付金制度」は、傾斜地であったり高齢化率が高かったりなどの事情で、生産条件が不利な地域で農業を継続するために設けられている制度です。生産条件が不利な地域でも、農業生産活動を継続することで自然環境が保全されるだけではなく、洪水や土砂崩れといった災害を防ぐことも期待できるなど、農業従事者以外にも効果をもたらされることから、こうした地域で農業活動を維持・継続するにあたり、国が地方自治体を通じて交付金を支給することがされています。ただ、単に農業活動に取り組みばいい、ということではなく、集落等を単位に、地域の現状や今後の目標、交付金の使用方法等について話し合いと合意による協定を策定し、5 年間は農業生産活動を継続することが求められます。

### 複雑な事情が絡む人口減少

このような支援策があるものの、多くの中山間地域では高齢化と人口減少が進んでいまます。この傾向は昭和後期には顕著となっていました。今なお歯止めがかかっていないのが現状です。主な理由として、①進学や就職の選択肢が多い地域に転出するケース、②農業だけでは十分な収入を得づらいうケース、③生活が不便という印象を持たれるケース、などがよく取り上げられます。



和歌山県内には多数の「中山間地域」が存在しています（写真はイメージです）

また移住者を呼び込もうとしても、中山間地域はもとも地形が悪く宅地の造成が困難なところもあります。移住者の受け入れが物理的に難しいケースもみられるようです。課題を感じる人も中山間地域では、古くからの風習や慣習などが比較的大切にされている一方、現代では一般的な考え方が受け入れられず、課題を感じる方がいるという指摘もあります。和歌山県内でも学区保育所がある小学校区が多くなってきたり、中山間地域では未だに「学童保育に子どもを預ける家庭はか

わいそう」という声があり、学童保育の利用を躊躇したという話も聞かれます。また、県内のある自治体がおこなった調査や、町村部で活動する NPO へのヒアリングによると中山間地域を中心に「女性は家庭を守るのが当たり前で他に働きたいという風潮が強い」とか、「自由時間に公民館での教室に通うことすらとがめられた」となどという女性の声もみられます。さらに「子どもがいないのか」「何人子どもがいるのか」など「女性は子どもを産んで当たり前」といった価値観を前提とした会話が日常

的にあり、傷ついたことがあると訴える女性もいました。加えて、若い世代の人口が全般的に減少していることから、1 人で複数の役員を掛け持ちすることが求められ負担が大きいう声も多くみられます。前述の NPO によると、高齢の世帯主が介護が必要になったことから保健師が家庭訪問したところ、長年ひきこもり状態となっていた子どもが同居していることが初めて判明したという事例が複数あります。中山間地域では人口あたりの自殺率が高いとする統計もあり、いずれも世間体を気にして悩みなどを誰にも相談できていない傾向がうかがえます。

もちろん、こうした課題は中山間地域のものだけではありません。が、急速な人口減少が進み、地域が持つ「地力」も低下している地域だからこそ、今すぐできることから手を付ける必要があると考えられます。

### 今後に向けて

人口減少はもはや止めることができない状況です。そのようななか、まずは5年後、10年後、地域はどのような姿になっているかを把握する必要があります。市町村単位の人口推計は国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が発表しています。が、国勢調査の結果をもとに、集落単位の大まかな将来像を推測することが可能です。そして、今後の地域づくりに向けて必要なことは何か、住民ニーズを丁寧にくみ取りつつ、スピード感を持ちつつ優先順位をつけながら検討することが求められます。人口減少対策は今後もずっと「待ったなし」です。（志場久起）



雪雲が降しやすく 大雪が降る  
温暖化で溶けた氷の冷気が増える  
暖かい海流  
大雪が降る  
積もると ダメになる 和歌山では...  
大混雑 だろ? うね...

みなさんの「地域を元気にする」活動を応援します！  
**和歌山県 NPO サポートセンターをご利用ください**  
和歌山ビッグ愛 9 階にある和歌山県 NPO サポートセンターは、県民のみなさまの公益的な活動を総合的に応援する施設です。ご利用をお待ちしています！

### ご利用いただける団体

和歌山県内で NPO 法人、NPO・ボランティア団体、公益社団・公益財団法人、一般社団・財団法人などの組織形態で、公益性のある活動をおこなっている団体。  
※ ご相談や情報収集は個人・企業の方でもご利用いただけます。

### ご相談

- ▶ NPO 法人の設立・運営（定款変更や事業報告、役員変更等）にまつわる実務
- ▶ NPO・ボランティア団体の運営実務
- ▶ 企業の社会貢献活動等のパートナーとしての NPO 法人等のマッチングなど

※ ご相談は、窓口・メール・オンライン等で承っています。来所の場合はご予約ください。

### 情報収集・発信

- ▶ NPO・ボランティア団体のイベント情報の収集と発信
- ▶ 助成金をはじめとした各種支援情報の収集と発信
- ▶ 法律で定められた NPO 法人の情報公開資料（事業報告書等）の閲覧・縦覧
- ▶ NPO 等に関する書籍貸し出し等

### 各種事務機器

カラー印刷機、ポスタープリンタ、パソコンなどをご利用いただけます（一部機器を除き、実費負担が必要です）。

### 会議室

会議室を無料でご利用いただけます。  
※ 会議室は和歌山県ジェンダー平等推進センター「りいぶる」、和歌山県青少年活動センターとの共用で、申込み受付と管理はジェンダー平等推進センターが担当しています。

### 情報ブログ・メールマガジン

当センターに届いたイベント情報や助成金等の活動支援情報はブログ、メールマガジンで発信しています。

和歌山県 NPO サポートセンター  
和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 9 階  
受付時間 9:00～20:50（日曜は 17:30）  
休館日：月曜・祭日・年末年始  
TEL 073-435-5424 FAX 073-435-5425  
E-mail info@wakayama-npo.jp  
わかやま NPO 広場 <https://www.wakayama-npo.jp/>

### 【NPO データベース登録団体募集中！】

和歌山県 NPO サポートセンターでは和歌山県内で活動する NPO・ボランティア団体のデータベースを運用しています。団体名や活動紹介のほか、所在地や活動分野、取り組む SDGs の目標、ボランティア募集・寄附金募集などで絞込検索が可能。掲載いただきますと、団体情報がインターネット検索で調べられやすくなります。ぜひご登録ください。

データベースの閲覧は右上の QR コードから。データベースへの新規登録もしくは掲載情報の修正は右下の QR コードから登録フォームをご利用ください。

【おしらせ】 次回の「わかつく」は 4 月 4 日掲載です